

鳥栖市地区計画等の案の作成手続に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第16条第2項及び第3項の規定に基づき、地区計画等の案の内容となるべき事項（以下「地区計画等の原案」という。）の提示方法及び意見の提出方法並びに地区計画等に関する都市計画の決定若しくは変更又は地区計画等の原案を申し出る方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(地区計画等の原案の提示方法)

第2条 市長は、地区計画等の案を作成しようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を公告し、当該地区計画等の原案を当該公告の日の翌日から起算して2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

- (1) 地区計画等の原案の内容のうち、種類、名称、位置及び区域
- (2) 縦覧場所

(地区計画等の原案に対する意見の提出方法)

第3条 法第16条第2項に規定する者は、前条の規定により縦覧に供された地区計画等の原案について意見を提出しようとするときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、意見書を市長に提出しなければならない。

❖ 既存の手続き条例（上記）に下記の2点を追加

①地区計画の申出方法

- ・規則で定める様式を使い、地区計画を申し出ること
- ・区域内の土地所有者の3分の2以上の同意書を添付すること

②申出に対する措置

- ・申出のあった素案は、都市計画審議会の意見を聴き措置を行うこと
- ・措置を決定した場合は、速やかに申出者へ通知すること

❖ また、申出に使用する各様式を定めた施行規則を新たに制定